

ファクタリングを偽装した ヤミ金融の被害に関する事例調査

堂下 浩

東京情報大学

要 旨

日本において貸金業法が 2006 年に改正されて以降、ヤミ金融の事犯が表面化される機会が減ったように見受けられる。しかしながら最近の報道を精読してみると、ヤミ金融はそのスキームを様々に進化させ、警察にとって摘発が難しい形態へ巧妙化させることで高金利被害を拡大している。例えば、2018 年 9 月 26 日に報道された日本経済新聞の記事「倒産企業の陰にひそむ危うい資金調達」によると、従来から商慣行として行われてきたファクタリングのスキームを利用する違法性の高い二者間ファクタリングが新たなヤミ金融として水面下で浸潤し、資金需要のある中小企業の間で被害が拡大している。二者間ファクタリングに関しては警察の摘発が困難であるだけでなく、利用した中小企業がファクタリング業者に賠償請求を求める裁判が幾つかの事案で争われたが、その違法性を巡る判決に一貫性はない。

2017 年 3 月 3 日に共同通信が報じた記事「債権取引『実質は貸金』 地裁、過払い金返還命令」によると、二者間ファクタリングの違法性を認めた判決が出された。一方で筆者が二者間ファクタリングを利用した中小企業に行ったインタビュー調査の中には、裁判で二者間ファクタリングの違法性は認められず、逆に中小企業側がファクタリング業者に多額の違約金の支払いを命じられた事例も存在する。

こうした司法判示の限界性を鑑みると、現行法令で二者間ファクタリングを規制することは困難となってきた。さらに 2020 年改正民法の施行により債権譲渡が原則自由化されることで、二者間ファクタリングを行う上での環境は逆に整う恐れもある。こうした見地からも中小零細企業による資金需要の現実を考慮した上で貸金業法が改正され、適正な貸金市場が日本国内で形成されるべきである。

1 はじめに

2006 年 12 月に貸金業法が改正されたことで、貸金市場において信用収縮が進み、返済困難に陥った資金需要者が過払い金返還請求へ流れ、廃業する貸金業者数は一気に増加した。法改正の前年である

2005 年 3 月末における登録貸金業者数は 18,000 を超えていたが、2018 年 7 月末段階で 1,739 まで減少した。消費者金融会社の幾つかはメガバンクの傘下に入るなどして生き残ったものの、法改正の影響は事業者金融会社にとって極めて甚大であった。同時期に零細規模¹を除いた事業者金融会社は全国で 55

社であったが、そのうち 25 社はグループ内企業へ資金を提供するための貸金業者であり、一般事業者へ貸し付ける会社は僅か 30 社である。法改正は事業者金融のサービスを実質的に機能不全に陥れたと言えよう。

こうした中、報道によると事業者金融の代替機能として数百万円程度の資金を融通する二者間ファクタリングを問題視する記事が 2017 年頃から徐々に報道されるようになった²。2018 年 9 月 26 日に報道された日本経済新聞の記事³によると、従来から商慣行として行われてきたファクタリングのスキームを悪用する二者間ファクタリングが新たなヤミ金融として水面下で浸潤し、資金需要のある中小零細事業主の間で被害が拡大している。

伝統的なファクタリングは、三者間ファクタリングとも呼ばれ、図 1 に示される通り、売買の対象となった売掛金は債権の買主であるファクタリング業者が回収し、かつ当該債権が回収不能となった場合の貸倒れリスクはファクタリング業者が負担する仕組みである。三者間ファクタリングにおいて通常、債権の売主に対する償還請求権は設定されないノンリコースの売買契約である。このため、三者間ファクタリングを利用する債権の売主の多くは資金調達を目的とするのではない。その多くは売掛先が支払不能に陥っても償還請求権を行使しないノンリコースの売買契約である点に着目して、売主側が売掛先の信用力を低いとみているケースにおいて貸倒れを防ぐための保険として利用している。こうした使用目的は銀行系ファクタリング業者や正規の貸金業者によるファクタリングサービスを利用するケースで一般的である。通常、資金調達を目的とする企業はファクタリング業者へ債権を売却する事実を売掛先に知られたくないと考える。なぜなら、売主側の資金繰りが厳しいことを、債権譲渡通知を通して売掛先に知られてしまうからである。

一方で今日、新聞報道にてヤミ金融として指摘される二者間ファクタリングは、図 2 に示される通り、債権の売主と買主の二者間の合意で成立する債権の売買で、売掛先への通知を必要としないため、債権を売却する事実を売掛先に知られたくないと考える多くの資金需要者に普及しつつある。ただし、二者

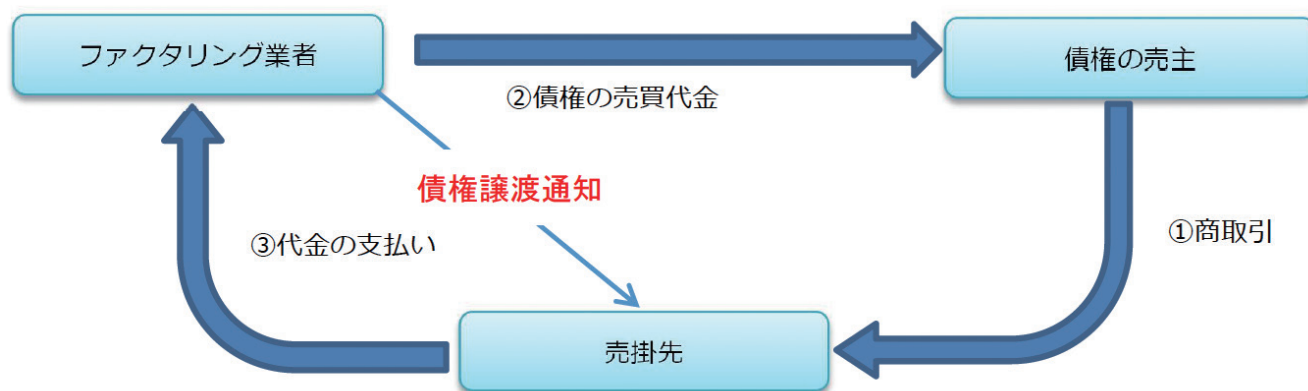
間ファクタリングでは売掛先が債権を売買された事実を知らないため、債権の買主がその売主に債権回収を委託する必要がある。このため買主と売主との間で債権回収業務委託契約を締結する。債権回収業務委託契約とは、債権の買主がその売主に対して当該債権に係る請求や回収などを無償で委託する契約であり、売主が当該債権を回収した後に買主へ回収した金員を支払うという仕組みである。また債権回収を委託された者が、それを不履行した場合には高額な違約金が課されるという約定であり、この委託契約が実質的な金銭の貸付行為を債権の売買行為に偽装するための巧妙な契約形態と指摘される（高木〈2018〉）。

そこで本論文では以下、先行研究を引用しながらファクタリング業の歴史と国内で普及する二者間ファクタリングの問題性を確認し、続いて二者間ファクタリングについて立法府で指摘された指摘事項を整理する。次に新聞で報道された事件やファクタリング業者と利用者間で係争された判決の事例、さらには筆者が行った二者間ファクタリング利用者へのインタビュー調査から明らかになった和解の事例も検証する。そして最後に、これら事例を類型化した上で二者間ファクタリングの違法性に関する論点を考察し、あるべき制度設計の姿を示したい。

2 二者間ファクタリングを巡る論点整理

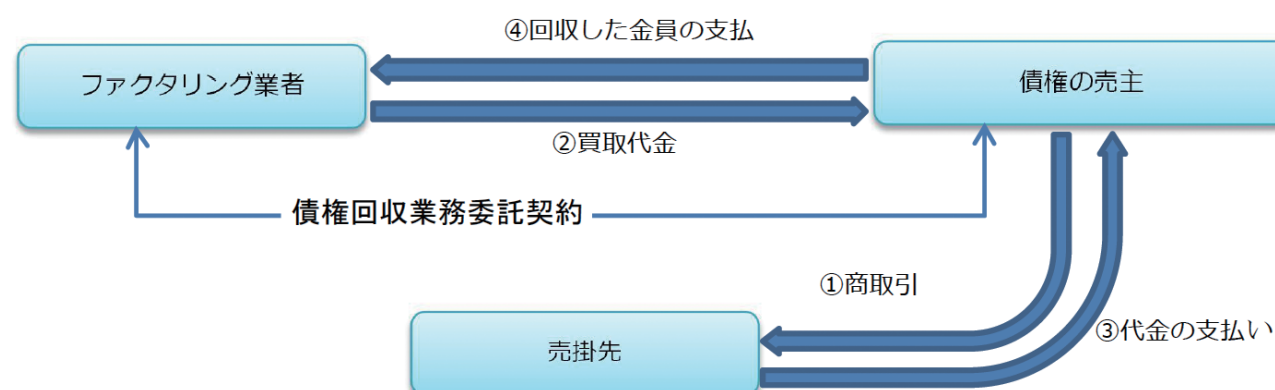
2.1 伝統的なファクタリング業（三者間ファクタリング）に関する先行研究

ファクタリング（Factoring）とは英米の商慣習におけるファクター（Factor）、すなわち物流サービスを伴う代理商（問屋、仲買人）として発展してきた仕組みである。田邊（1983）によると、流通機構における仲介者であるファクターが中世の時代にその資金力と信用力を背景に、生産者（債権の売主）と生産物の買主の間で発生する債権を買い取り信用供与の分野へ参入したことがその起源と言われる。その後、ファクターが自ら物流を担うことなく、ノンバンクとして金融業務に特化した商慣行が形成された。そして 20 世紀初頭の米国でこうした業態が急速に普及し、今日の近代的ファクタリングの始



出典：高木秀男「債権の売買を偽造するヤミ金融」

図1 三者間ファクタリングの取引構成図



出典：高木秀男「債権の売買を偽造するヤミ金融」

図2 二者間ファクタリングの取引構成図

まりとなった（高橋〈2015〉）。この米国を発祥とする近代ファクタリングの特徴はファクター、つまりファクタリング業者が債権を売主から買い取る際に併せて、債権の売主が償還請求を免れるノンリコース契約を締結する点にある（金融財政事情研究会〈1981〉）。

先述した通り、日本国内ではこうした伝統的なファクタリングは三者間ファクタリングと呼ばれ、高度経済成長期から一部の支払いサイトの長い業界（例えば、旅行業界や出版業界など）で普及してきた経緯がある。しかしながら、その契約スキームは複雑になることや、経済成長率が鈍化する中で支払いサイトの短縮化が図られたことで、日本における三者間ファクタリングへの需要は統計の上では減退傾向にあるとされる⁴。

このように伝統的ファクタリングである三者間ファクタリングは成熟した市場の中で規模を縮小させている。一方で二者間ファクタリングは「ファク

タリング」という名称を付けながらも伝統的なファクタリングとは異質なビジネスモデルへと形態を変容化させ、事業者金融会社による資金供与機能が国内で衰微する中で、その代替として急速に市場規模を拡大させている。

2.2 二者間ファクタリングのビジネスモデルに関する先行研究

二者間ファクタリングの実態に関する研究報告は極めて限定される。全国事業者金融協会の副会長である高木（2018）は顧客から得た情報を基に二者間ファクタリングの被害実態を分析報告した。高木によると、二者間ファクタリング業者の買取手数料を金利に換算すると、年率240～360%と高金利となる。また、こうした二者間ファクタリング業者による被害が社会問題化しにくい背景として以下の2点を挙げている。

- 1) 資金需要者の告発により二者間ファクタリン

グ業者が営業停止ともなれば資金調達の手段が減り、自らの資金繰りが逼迫するかもしれないという恐怖心が存在する。

- 2) 取引の最中に何らかの問題が発生すると二者間ファクタリング業者から売掛先に対し、債権譲渡通知を発送されてしまうリスク（恐怖心）を抱えているため、取引が完了（完済）しない限り提訴できない。

上記の事情もあり、従来からの三者間ファクタリングを隠れ蓑に二者間ファクタリングが実質的な中小零細事業主への資金供与手段として日本において水面下で普及していると言える。

さらに堂下（2019）は現行法令で二者間ファクタリングを規制することの困難性を指摘した。その理由として、二者間ファクタリングの違法性を争った裁判では取引形態を金銭の貸付として認定するか否かは裁判官の尺度によって判断が分かれ、司法の場で争っても必ずしも被害が認められるとは限らないため、利用した中小零細事業主に訴訟を躊躇させる雰囲気醸成されている点を挙げている。また、堂下は二者間ファクタリングがファクタリングという法規制が及ばない債権売買を偽装した資金需要のある中小零細事業主への実質的な資金提供サービスでありながら、債権売買のサービスを規制する法令や業者の登録制度がないため、ヤミ金融のような反社会的勢力が参入する事態も懸念している（正規の貸金業者には厳格な参入規制が敷かれている）。

2.3 立法府における二者間ファクタリングに関する問題性の指摘

今日、立法府においても二者間ファクタリングの違法性に関して質疑が交わされるようになった。2019年3月25日の参議院予算委員会で平木大作議員は、二者間ファクタリングにおいて数日から数週間程度のつなぎ資金が必要な中小零細事業主に金利換算すれば年率240%~360%にもなる法外な手数料が課されている実態を説明し、その上で政府が実態を調査する必要性と、二者間ファクタリングを規制する法律がないために反社会的勢力の参入も野放し状態にある点を鑑み、将来的に事業者登録制度等を導入する可能性を政府に質した。

この平木議員による質問に対して、安倍晋三内閣総理大臣は「《前略》ファクタリングを装った違法な貸付け等に対し、これまでも関係省庁において様々な対応を行ってきたところではありますが、手口が巧妙化していること等も踏まえ、《中略》実態把握を強化させたいと思います。《中略》例えば事業者登録の義務付けについては、実態をよく把握した上で検討させたい《後略》」と答弁し、平木議員による問題提起に対してその解決に応じる姿勢を示した。

また、引き続き麻生太郎金融担当大臣は二者間ファクタリングに関して「《前略》貸している人も、借りている人も、皆それぞれそんなに損はないもんですから、《中略》外に被害者ですと言ってくる人はほとんどおられませんので、これはなかなか難しいんですが、明らかに金利の常識からいきますと、《中略》それを貸金業者法違反というのが一つ《後略》」と答弁した。麻生大臣による答弁内容は不明瞭であるが、その趣旨としては、二者間ファクタリングの契約で交わされる利息相当分の手数料は年利で規制する利息制限法の上限金利で照らすと法律上は違法な高金利とみなされるものの、ファクタリングの利用期間が数日から数週間という短期であるため、その利息相当分の手数料に対する負担は利用者にとって高いとは言えない実情を吐露している。これは短期の貸付契約に対して年利で規制する法制度が経済実態と乖離している現状を認めた答弁とも言える。

なお上記の国会における質疑に先立つ2018年12月8日に刊行された「週刊ダイヤモンド」において藤田（2018）は二者間ファクタリングの被害実態と問題の背景について克明に報告した。同誌では二者間ファクタリングへの対処として与党である自民党と公明党の立法関係者へのインタビュー要旨を掲載している。この中で、弁護士であり公明党国対委員長を務めた公明党顧問の漆原良夫・前衆議院議員は、実態調査を通してファクタリング業の参入規制導入の検討必要性に言及している。また2014年5月に自民党政務調査会の下で設置された「財務金融部会・小口金融市場に関する小委員会」の小委員長を務めた平将明・衆議院議員は二者間ファクタリングが横

行する背景として、中小零細事業主に短期つなぎ資金を融通する際に年利で換算される現行規制が市場実態に適合していない状況を指摘した上で上限金利規制の抜本的な改正の必要性を指摘している。

3 二者間ファクタリングの利用を巡る事例検証

3.1 警察が摘発した事件からの事例検証（事例①及び②：警察が業者を検挙）

2017年1月に大阪府警が二者間ファクタリング業者を初めて摘発し、実質的な経営者や社員などを貸金業法及び出資法違反の容疑で逮捕した⁵。報道によると、二者間ファクタリング業者は利息を受領して約定の支払期日を延長していた（金銭消費貸借におけるジャンプに相当する行為に依っていた）だけでなく、この経営者は高金利事犯で逮捕された前科があった。この事件を事例①とする。

また2017年7月に栃木県警も架空の法人名を名乗り二者間ファクタリングを行ったとして容疑者二人を逮捕した⁶。この事件を報じた記事に基づく、二者間ファクタリング業者が買い取ったとされる債権の売掛先がそもそも架空の取引先であり、債権を売買したという根拠に乏しい偽装された債権の売買であった。この事件を事例②とする。

こうした警察による検挙は二者間ファクタリング業者に少なからず影響を及ぼしたと推測される。しかしながら以下の通り、最初の検挙から2年半が経過した今日も二者間ファクタリングの被害に関して司法の場で係争が続いているのが実情であり、警察もその摘発に苦慮しているものと推察できる。

3.2 判決文からの事例検証

3.2.1 大阪地裁による判決（事例③：利用者が勝訴）

報道によると二者間ファクタリングを債権の売買でなく、金銭の貸付として認定した判決も出された⁷。2017年3月3日に大阪地裁は原告である運送業者（本社：大阪府東大阪市）と被告である二者間ファクタリング業者（本社：愛知県名古屋市の）との係争で、債権の売買代金として被告が原告に交付した金銭が実質的な貸付金であると判断し、原告が被

告に支払ったファクタリングの手数料を利息制限法の上限金利（年率15%）で引き直し計算した金額との差額として、「被告は原告に対し467万円余りの金員（過払金）を支払え」と命じた。原告である運送会社は2013年9月から14年10月にかけて、被告である二者間ファクタリング業者との間で計約3,290万円を受け取り、計約3,790万円を支払っていた。この判決内容は共同通信を通して当時のマスコミ等でも広く取り上げられた。

ただし、本判決では「手数料が高利だった」との原告である運送会社側の主張は「著しく高利とは認められない」として棄却された。つまり、本判決では被告が原告に課していた利息制限法の上限金利を超えた実質的な利息を「高利」でないと認定したとも言える。こうした裁判所による判断には、年利で全ての貸し付けの金利を制限する利息制限法における規制基準が数日から数週間程度の短期貸し付けにおける適正な利息を規定する上で合理性に欠ける点を示唆している。なお、本ケースを事例③とする。

3.2.2 東京高裁による判決（事例④：業者が勝訴）

上記判決の2か月後、反対に東京高裁は二者間ファクタリングを金銭の貸付でなく、債権の売買として認定した判決を出した⁸。2017年5月23日に東京高裁は原告である運送業者（本社：東京都江東区）と、被告である二者間ファクタリング業者A（本社：東京都台東区）及びB（本社：東京都中野区）との係争で、原判決に引き続き、交わされた各契約書は各売掛債権の売買契約であり、原告が主張する金銭消費貸借契約とは認められないと判断した。本裁判における原告であり、控訴人である運送業者は資金繰りに窮した際、信用力の高い日本通運などが売掛先となる債権を2014年頃から業者Aや業者Bを通して売却し、二者間ファクタリングのサービスを反復継続的に利用してきた。

この裁判において二者間ファクタリングを債権の売買行為と認定した理由として、債権の売買代金に関する算定根拠は「契約日」から「支払期日」間の長短に基づいているのではなく、売掛債権の存在と内容の確認作業や売掛先の信用力調査に係る費用に立脚し、これを利用者側も認識していた点、また

業者 A は売掛先に対する債権譲渡通知も作成していた点などが判決文で挙げられている。さらに本判決では、債権売買の代金額に関する契約が当時の同業他社（他の二社間ファクタリング業者）との比較や、売掛先の信用力に基づいた当事者間による交渉の上で決定された経緯も鑑み、原告である運送業者が業者 A 及び業者 B と交わした一連の契約行為が金銭消費貸借でなく債権売買に相当すると論定した。また判決文からは、二者間ファクタリング業者が金銭消費貸借において「ジャンプ」と呼ばれる弁済期限の繰り延べに応じていた事実は確認できず、さらには少なくとも一部の債権譲渡で二社間ファクタリング業者が償還請求権を行使しないノンリコースの売買契約が締結されていたと類推されることから、本ケースは三者間ファクタリングとの類似性を高めた契約行為であったとも言える。併せて、裁判所は取引が暴利行為として公序良俗に反する根拠が見当たらないと認定した。以上、本ケースを事例④とする。

3.3 二者間ファクタリングの利用者へのインタビュー調査からの事例検証

3.3.1 インテリア美術業 X 社の事例（事例⑤：利用者にとって有利な条件で和解）

インテリア美術業を営む X 社（本社：東京都八王子市）は大手ホテルチェーンやテーマパーク運営会社から装飾性の高い特殊な内装工事や美術工芸品の制作を長年請け負ってきた。売上高の 7～8 割は信用力の極めて高い特定の取引先からの受注であるものの、X 社の経営はこれら取引先による設備投資の計画に大きな影響を受けてきた。例えば、2008 年のリーマンショックでは一時的な国内需要の低迷により、取引先の設備投資が一時的に中断されたことで、X 社は経営危機に陥った。

公的な融資制度を活用して 8,000 万円を既に借り入れていた 2008 年当時、取引先による突然の発注停止により毎月の返済が困難となり、保証協会への代位弁済となった。これ以降は公的、民間を問わず金融機関からの借り入れは不可能となった。

さらに追い打ちをかけるように貸金業法の完全施行を前にした 2009 年頃に馴染みの貸金業者が廃業し、いよいよ資金繰りは悪化の一途を辿った。そ

こで仕方なく会社を存続させるために 2010 年頃からヤミ金融との取引を始めるようになった。このヤミ金融はいわゆる「ソフトヤミ金融」と言われる類で、返済猶予にも何度か応じてくれた。怖い取り立てを経験しなかったものの、返済に滞ることも頻発したため、2015 年に弁護士に相談してこのヤミ金融との関係を断つことにした。その後、弁護士からは電話一本で解決できたと報告を受けた。

しかしながら、2016 年頃から訪日外国人が増えたことを受けてホテルやリゾート施設からの受注が一転して右肩上がりが増え始めた。X 社の事業特性上、受注してから納期までの期間（数か月から 2 年）が長いため、仕事が増えることで運転資金が今まで以上に逼迫するようになった。この頃より X 社には二者間ファクタリング業者からの営業が電話や FAX を通して大量に来るようになった。タイミングを考えると弁護士がヤミ金融に介入した直後であることから、X 社の情報がファクタリング業者に流れたとも類推できる。X 社は取引可能な金融機関や貸金業者がない中で 2016 年に 50 万円の資金を調達するために、取引先の債権を二者間ファクタリング業者に譲渡し、併せてこの業者と債権回収業務委託契約を締結した。ただし、幾ら売上が増加基調にあるとは言え、支払いは楽ではなく、支払い猶予としてジャンプを求めたが応じてもらえず、仕方なく別の二者間ファクタリング会社も利用することとなった。2018 年 5 月に知人から紹介された正規の貸金業者から融資を受ける際に二者間ファクタリングがヤミ金融の類似であると告げられた。X 社の経営者は取引のあった二者間ファクタリング業者の中には上場企業の子会社も存在したこと、当初は信じられなかったものの、調べると取引業者の中には反社会勢力と思われる業者も含まれていた。そこで同年 6 月に再び同じ弁護士に依頼し、二者間ファクタリング業者との取引を解消することとした。

この段階で 5 社のファクタリング会社から 450 万円の支払いを要求され、契約内容を年利で換算すると 216%～240%に相当した。依頼した弁護士からは「前回依頼があったヤミ金融とは異なり、裁判で争っても現状だとファクタリング業者に勝てない可能性もある」と告げられた。しかし幸いなことに、

丁度この頃に二者間ファクタリングを問題視する報道や警察による摘発があり、5社全ての業者からの請求は止まった。そもそも5つの業者は元本相当の額を回収できているので、弁護士の介入で請求を諦めたとも推測できる。また、X社の経営者は二者間ファクタリングの契約に関わる全ての書類を手元に保持していたため、弁護士による交渉も滞りなく進められた。結果としてX社にとって有利な条件での実質的な和解で決着した。なお、本ケースを事例⑤とする。

3.3.2 製造業 M 社の事例（事例⑥：業者にとって有利な条件で和解）

2017年6月、製造業 M 社（本社：群馬県伊勢崎市）は季節性の売上変動に伴う運転資金の不足に見舞われ、複数の地元金融機関に融資を申し込んだ。しかしながら融資申込は何れも拒絶され、M社の資金繰りは逼迫する状況に陥った。丁度その時に二者間ファクタリング業者 N から「売掛債権で資金調達ができます」という FAX での営業があり、切羽詰まっていた M 社の社長は業者 N から 210 万円を調達した。この契約の返済原資は 1 ヶ月後に集金する予定の売掛金計 300 万円であり、契約内容は 300 万円の売掛金を 210 万円で業者 N へ売却するという売買契約であった。つまり業者 N への手数料は 90 万円となる。

当初、M 社の社長は業者 N の買取手数料があまりにも高額（実質年率で 360%）となるため、その利用を躊躇したものの、まずは取引先への支払遅延を回避することを最優先と判断し、業者 N からの調達を決断した。この契約に基づき資金調達時に業者 N と取り交わした形式的な債権回収業務委託契約に基づき、M 社が売掛金回収業務を行い、回収した 300 万円を業者 N に支払う予定であった。

しかし、M 社は計画通りに資金を回収することができなかったため、業者 N へジャンプに相当する対応を依頼したが応じてもらえなかった。そこで仕方なく 2017 年 8 月、別の債権を譲渡する契約を業者 N と別途交わすこととした。新しい契約では M 社が業者 N に売掛金 550 万円を売却するという契約で 380 万円を業者 N から調達した。つまり業

者 N に 170 万円の手数料を支払うこととなる。

ところが、M 社は予定通りに 550 万円を回収したものの、他への支払いや弁済などが生じ、業者 N への弁済原資は 200 万円に減ってしまった。このため M 社は手元に残った 200 万円を業者 N の担当者に支払った上で不足する 350 万円の弁済猶予を申し出た。しかしながら業者 N はそれが債権回収業務委託契約の不履行に当たるとして、M 社が継続的な企業間取引を行っている売掛先 4 社に対し債権譲渡通知書を送達し、M 社に対する未払金を業者 N に支払うよう要請した（業者 N は事前に M 社へ情報提供を求めていた）。その通知を受領した売掛先 4 社は支払先に困惑し、その債権を「債権者不確知」を理由に法務局へ弁済供託をした。このため業者 N はこれら売掛先 4 社以外の複数の売掛先に生じた売掛債権に対し 900 万円を上限とした仮差押えするための申立てを行った。なお業者 N が未回収の 350 万円ではなく 900 万円を上限とした根拠は、M 社と締結した債権回収業務委託契約の契約不履行時における違約金が「元本の二倍」と規定されていたため、売掛金 550 万円の 2 倍に相当する 1,100 万円から回収済み 200 万円を控除した 900 万円が仮差押えの対象額となった。

2017 年 10 月、M 社はこの状態を解消すべく業者 N の行為が実質的貸付であり貸金業法に違反するとして東京地裁に提訴した。一方業者 N は M 社が債権回収業務委託契約に違反した事実を根拠に損害賠償を請求したことから裁判は難航した。この際 M 社は業者 N との契約に関する書類を一部紛失していた（一部は業者 N から M 社に交付されていなかった）点も裁判を長引かせた要因となった。また裁判では M 社が取引した二者間ファクタリング業者には業者 N 以外にも上場企業の子会社も存在していた点も明らかになった。

裁判の長期化は、M 社と、債権譲渡通知や仮差押え通知が送達された売掛先との間の取引関係を悪化させただけでなく、売掛金の供託により M 社の資金繰りが一段と悪化し、事業の継続も懸念され始めた。このため M 社は 2017 年 12 月、業者 N に元金相当額の 550 万円を新たに支払うという裁判所から提示された和解案に応じることとした。最終的に

M社は380万円の調達額に対し、業者Nに支払った当初支払額200万円と和解で成立した違約金550万円、そして弁護士費用30万円を加えた合計780万円を支出する事態で収拾した。その後、M社の経営者は和解金550万円を調達するために親族や知人からの融通に頼らざるを得なかった。なお、本ケースを事例⑥とする。

4 まとめ

今回、取り上げた事例①～事例⑥を類型化した上で特徴となる要因を整理すると表1の通り。同表によると、警察が摘発した事例①の特徴としては、摘発された業者がそもそも反社勢力(元ヤミ金融業者)であった点や、ジャンプでの支払いに依っていた点が挙げられる。今回の調査で収集した事例の中で唯一ジャンプの実施が確認されたケースであった。一方、事例②では架空の法人名で取引を偽装するなど違法性が明確なため警察は摘発に至ったものと類推できる。こうした一連の警察による二者間ファクタリング業者の摘発はこの業界に一定の効果をもたらしたものと推測できる。しかしインタビュー調査に協力した中小企業の経営者によると、二者間ファクタリング業者側は、a) 反社会的勢力との関わりを排除する、b) 契約時に確認作業を徹底することで架空債権を取り扱っていないことを書面にて表明する、c) 顧客と交わす債権回収業務委託契約の履行期間を固定して期間延長を一切認めない(ジャンプに依らない)⁹、といった対応で警察からの摘発を回避させる取引パターンを用いるようになってきた。

実際、表1から民事事件のケースを概観すると、二者間ファクタリングの業としての独自性が高まり、そのサービスを貸金業法の潜脱行為として裁定することの困難度を増していることが分かる。事例③と事例④を比較すると、二者間ファクタリングの取引に関して裁判所の見解は債権譲渡か、金銭消費貸借かで統一性に欠ける。特に事例④において業者側は債権譲渡に相当する証拠として、手数料が売掛債権の存在と内容の確認作業や売掛先の信用力調査に係る費用に立脚し、これを利用者も認識していたと主張したが、裁判所はこうした業者側の主張を全面的に

認めた。さらに和解決着した事例⑤と事例⑥を比較すると、業者による元金の回収状況や利用者側による契約書の保管状況は和解の差に影響を及ぼしたと考えられるが、事例⑥では取引した二者間ファクタリング業者の中に上場企業の子会社が含まれていた点も裁判官の心象に少なからず影響を及ぼしたとも考えられる。今日、社会的に認知された企業(例えば、セイノーホールディングスのような上場企業¹⁰)が二者間ファクタリングに関わっていることで、この取引が慣習的に認知される傾向は強まりつつある。

以上のように、二者間ファクタリングが「契約自由の原則」という法理念の下で貸金業法の間を突く格好で進化し、司法でさえ違法と統計的に判断できないスキームにまで法の潜脱性を高めている。併せて、2020年改正民法の施行により債権譲渡が原則自由化され、大手企業や官公庁との商取引で従来から交わされてきた債権譲渡禁止特約が無効となり、これら取引に係る債権譲渡の効力が増すことから、こうした流れは二者間ファクタリング業を行う上での一層の追い風となる。

このように違法性の高い二者間ファクタリングが横行する背景には2006年の貸金業法改正により事業者金融における短期・小口融資市場が与信不能となっている実情が挙げられる。本論文中でも指摘した通り、中小零細事業主にとって旺盛な資金需要がある短期・小口の貸付契約に対して、年利で規制する現行の規制は合理的な制度とは言い難い。こうした現状を鑑みると、中小零細事業主による資金繰りの実態に沿った金融市場の整備、とりわけ短期・小口融資市場における金利規制の緩和が喫緊の課題と言える。

表 1 類型化された各事例の特徴

		刑事事件		民事事件			
		事例①	事例②	事例③	事例⑤	事例④	事例⑥
検挙、又は判決(和解)の時期		2017 年 1 月	2017 年 7 月	2017 年 3 月	2018 年 5 月	2017 年 5 月	2017 年 12 月
特徴的 要因	反社会的勢力の関与	あり	(不明)	(不明)	一部あり	(不明)	なし
	ジャンプへの対応	容認	(不明)	(不明)	拒否	拒否	拒否
	架空債権の譲渡	(不明)	あり	なし	なし	なし	なし
	係争時の元金回収状況	(不明)	(不明)	回収済み	回収済み	(不明)	未回収
争点	その他	経営者は元ヤミ金融業者。また事件は広く報道 ・業者は反社勢力 ・ジャンプ実施	架空の法人名で取引を偽造 ・債権売買を偽装した実質的な融資	裁判にはマスコミ等も注目 ・取引が債権譲渡か、金銭消費貸借かが争点	業者は報道等での世論高揚を警戒 ・ジャンプ実施せず ・利用者は契約書類を全て保持	手数料は実務経費に基づき算出。利用者もそれを認識 ・ジャンプ実施せず ・業者は手数料が事務経費に基づく主張	取引先ファクタリング業者には上場企業の子会社も存在 ・ジャンプ実施せず ・利用者は契約書類を一部紛失
	結果	警察が摘発	警察が摘発	利用者勝訴 (取引を債権譲渡でなく融資と認定。一方「手数料は高利」との主張は否定)	利用者有利で和解	業者勝訴 (取引を債権譲渡と認定。また取引が公序良俗に反する行為でないこと認定)	業者有利で和解

出典：本論文で掲載した各事例から作成

【注】

- ¹ ここで、年商2億5千万円を下回る売上高の事業者金融会社を零細規模と定義した。
- ² 例えば、「資金調達の制度悪用 金融取引装う」産経新聞・大阪（2017/2/14）など。
- ³ 「倒産企業の陰にひそむ危うい資金調達」日本経済新聞・電子版（2018/9/26）。
- ⁴ “Total Factoring Volume by Country in the Last 7 Years” Factors Chain International ウェブサイトより引用。
- ⁵ 例えば、「ファクタリング 債権買い取り偽装 企業向け 新手ヤミ金」読売新聞・大阪（2017/3/26）など。
- ⁶ 例えば、「ファクタリング、ヤミ金が装う 違法貸し付け、大阪などで摘発」日本経済新聞・電子版（2017/8/30）など。
- ⁷ 例えば、「債権取引『実質は貸金』地裁、過払い金返還命令」共同通信社（2017/3/3）など。
- ⁸ 東京高等裁判所 / 第19民事部 / 判決 / 平成29年（ネ）145号【事件名】不当利得返還請求控訴事件など（平成29年5月23日）より引用。
- ⁹ 筆者の調査では、実質的にはジャンプを行っているにもかかわらず、行っていないように見せ掛ける手口も確認された。債権回収業務委託契約に違反し、支払不能に陥った債務者の別の売掛金を買取り、その買取り代金と支払不能に陥った債権額と相殺する方法である。例えば、i) P社に対する売掛金100万円を80万円で売却する、ii) Q社に対する売掛金100万円を80万円で売却する、iii) P社の債権回収代金100万円をii)の80万円で相殺することで不足する20万円を支払う、という取引形態。ここでii)とiii)を同時に行うことで実質的なジャンプに相当する仕組みを提供できる（「不足する20万円」が実質的な利息に相当する）。こうした偽装手段は「まき直し」と呼ばれる。架空の債権が使われるケースも少なくない。
- ¹⁰ 例えば、「金融サービス全国展開 セイノー

HD、顧客支援」日本経済新聞・中部（2018/8/18）など。

【参考文献】

- 金融財政事情研究会（1981）.『欧米ファクタリング事情』（pp21-47）, きんざい .
- 高木秀男（2018）.「特集 債権の売買を偽造するヤミ金融」『東経情報』2018年1月1日号, pp1-5.
- 高橋正彦（2015）.『証券化と債権譲渡ファイナンス』（p15）, NTT 出版 .
- 田邊光政（1983）.『ファクタリングの基礎知識』（pp1-28）, 商事法務研究会 .
- 堂下浩（2019）.「ファクタリングを偽装したヤミ金融に関する論文」『東京情報大学研究論集』22（2）, pp.67-73.
- 藤田章夫（2018）.「跋扈する『新型ヤミ金』」『週刊ダイヤモンド』106（47）, pp98-105.